

規 則

綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 号

綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部を改正する規則

綾部市地域おこし協力隊設置規則（平成 2 9 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第5号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和56年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

第2号様式から第11号様式までの規定及び第13号様式から第16号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第6号

綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市工場設置奨励条例施行規則（昭和61年綾部市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第2項中「奨励金交付対象物件の課税初年度」を「条例第4条第1項に規定する固定資産税の課税年度」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第2条関係）」に、「第3条の規定」を「第2条の規定」に、

「

	年	年	年
生産設備の取得合計額			

を

」

「

操 業 年 月 日	年 月 日
工場、生産設備、 土地の取得合計額	円

に

」

改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第3条関係）」に、「第4条の規定」を「第3条の規定」に

「

年 度	奨励金交付決定額
	円
	円
	円

を

規 則

合 計	円
-----	---

」

奨励金交付決定額
円

」に

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の年度分の予算により交付する奨励金から適用する。

規 則

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 7 号

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市火災予防条例施行規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号の 3 様式、第 2 号様式、第 4 号様式から第 7 号様式までの規定、第 9 号様式から第 1 4 号様式までの規定、第 1 7 号様式及び第 2 2 号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 8 号

綾部市危険物規制規則の一部を改正する規則

綾部市危険物規制規則（平成 7 年綾部市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。
様式第 1 号、様式第 8 号、様式第 1 1 号から様式第 1 3 号までの規定及び様式第 1 5 号
中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第9号

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則

綾部市事務分掌規則（昭和46年綾部市規則第6号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中

「	総務課	行政担当、情報管理担当	を
	」		

「	総務課	行政担当、文書統計担当	に、
	行政デジタル推進課	行政デジタル推進担当	
」			

「	環境保全課	管理担当、クリーンセンター担当、環境整備担当、衛生公苑担当	を
	」		

「	環境企画課	環境企画担当	に
	環境保全課	管理担当、クリーンセンター担当、衛生公苑担当	
」			

改め、福祉保健部の項担当の欄中「母子保健担当」の次に「ワクチン接種担当」を加え、

「	農林課	管理担当、農業振興担当、林業振興担当、整備担当	を
	」		

「	農政課	管理担当、農業振興担当、整備担当	に
	林政課	林業振興担当	
」			

改める。

第3条第2項中「参事」の次に「、担当課長」を加え、同条第3項中「、参事、課長」の次に「、担当課長」を加える。

第4条を次のように改める。

第4条 公室長及び部長は、上司の命を受けて公室又は部の事務を統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

2 理事及び担当部長は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、関係職員を指揮監督する。

3 次長は、上司の命を受けて所管事務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督するとともに、部長を補佐し、部長に事故があるときは、これを代理する。

4 危機管理監及び参事は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督する。

5 課長は、上司の命を受けて課の事務を統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

6 担当課長及び主幹は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督する。

7 課長補佐は、上司の命を受けて担当の事務を処理し、関係職員を指導監督するとともに、課長を補佐し、課長に事故があるときは、これを代理する。

8 担当長は、上司の命を受けて担当の事務を処理し、関係職員を指導監督する。

9 総主任及び主任は、課長補佐又は担当長を補佐し、課長補佐又は担当長に事故があるときは、これを代理する。ただし、現業の総主任及び主任は、課長補佐又は課長の命を受けて作業を管理する。

第8条総務課の項第14号及び第15号を削り、同項第16号中「事務能率機器の調査及び研究」を「共用事務機器（電子計算機を除く。）の管理」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第17号を削り、第18号を第15号とし、第19号から第25号までを3号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

行政デジタル推進課

- (1) 電子自治体の企画及び推進に関すること。
- (2) 地域情報化の企画及び推進に関すること。
- (3) 情報システムの開発及び調整に関すること。

第9条人権推進課の項の次に次の1項を加える。

環境企画課

- (1) 環境政策の企画及び環境審議会に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 市民の環境活動の推進に関すること。
- (4) 地球温暖化対策及び地域のエネルギーに関すること。
- (5) その他環境企画に関すること。

第9条環境保全課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第12号までを削り、第13号を第7号とし、第14号から第21号までを6号ずつ繰り上げる。

第 1 1 条商工労政課の項の次に次の 2 項を加える。

農政課

- (1) 農業振興に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (3) 需要に応じた農産物の生産計画に関すること。
- (4) 農業関係事業に係る補助金、交付金及び分担金に関すること。
- (5) 農地利用の促進に関すること。
- (6) 農業者の育成・支援に関すること。
- (7) 農業団体に関すること。
- (8) 地産地消の推進に関すること。
- (9) 農業用施設に係る道路及び河川の占用に関すること。
- (10) 農業関係制度資金に関すること。
- (11) 農林業者労働災害共済事業に関すること。
- (12) 農業関係公共施設の管理運営に関すること。
- (13) 一般農作物及びブランド京野菜の生産振興に関すること。
- (14) 畜産及び内水面に関すること。
- (15) 農産物病虫害防除に関すること。
- (16) 土地改良事業の推進及び調整に関すること。
- (17) 農道管理に関すること。
- (18) 農地及び農業用施設の災害の事前防止及び復旧に関すること。
- (19) 土地改良事業の調査、計画、設計、施工、監督及び検査に関すること。
- (20) 法定外公共物の管理及び処分（農業用施設に係るものに限る。）に関すること。

林政課

- (1) 林業振興に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 林業関係事業に係る補助金、交付金及び分担金に関すること。
- (3) 林業団体に関すること。
- (4) 林業用施設に係る道路の占用に関すること。
- (5) 林業関係制度資金に関すること。
- (6) 林業関係公共施設の管理運営に関すること。
- (7) 森林等の火入れ許可に関すること。
- (8) 特用林産物の生産振興に関すること。
- (9) 特用林産物病虫害防除に関すること。
- (10) 森林経営計画の認定業務及び伐採届出書の処理に関すること。
- (11) 猟政並びに有害鳥獣の防除及び駆除に関すること。
- (12) 森林病虫害防除に関すること。
- (13) 民有林林道及び移管林道の管理に関すること。
- (14) 林業用施設の災害の事前防止及び復旧に関すること。
- (15) 林業土木事業の調査、計画、設計、施工、監督及び検査に関すること。
- (16) 森林経営管理制度に関すること。

第 1 1 条中農林課の項を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 0 号

綾部市職員職名規則の一部を改正する規則

綾部市職員職名規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中「、担当部長、次長、危機管理監、参事、課長」の次に「、担当課長」を加え、
「、担当部長にあつては」を「、担当部長及び担当課長にあつては」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第11号

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則（昭和60年綾部市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「主幹」を「担当課長、主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第12号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、並びに」を「並びに」に改め、「及びこれらと同程度の職務を行う者」を「及び上下水道部長又は上下水道部の課の長並びにこれらと同程度の職務を行う者」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（市長の事務の補助執行等）

第2条の2 市長は、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び農業委員会の予算の執行その他財務に関する事務（以下「予算執行関係事務」という。）を当該委員会の職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に補助執行させるものとする。

2 議会の予算執行関係事務については、議会事務局の職員を市長の事務部局の職員に併任されたものとみなして行うものとする。

（専決及び代決）

第2条の3 予算執行関係事務に係る専決及び代決については、綾部市決裁規程（昭和36年綾部市訓令甲第13号）及びこれに相当する規程に定めるところによる。

第5条中「予算の執行その他財務に関する事務」を「予算執行関係事務」に改める。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が軽微な場合に当たるとして別に定める範囲内のものは、この限りでない。

第100条第1項第10号中「損害金」の次に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第113条を次のように改める。

第113条 削除

第126条第2項中「物品分任出納員」の次に「（以下「分任出納員」という。）」を加え、同条第3項及び第4項中「分任出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 3 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 4 号を次のように改める。

規 則

様式第44号

(表)

通知書番号	
-------	--

〒
住所

氏名 様

年度市・府民税納税通知書

年度の市・府民税を次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

年 月 日

綾部市長



市・府民税決定の明細

扶養親族該当区分							本人該当区分					専従者		他				
控	老	配	特	同	老	16歳未満	同	特	他	未	特	他	寡	ひとり親	勤	配	そ	家
配	配	特	定	老	人	他	障	障	障	年	障	障	婦	学	偶	の	屋	
																	敷	

(単位：円)

所得金額の内訳 ①				所得控除の内訳 ②			
総所得金額	給与	収入金額		短期譲渡所得		雑損	
		所得金額(所得金額調整控除後)		長期譲渡所得		医療費	
	雑	公的年金収入金額		土地等		社会保険・小規模	
		公的年金所得金額		株式等の譲渡所得		生命保険料	
		その他雑所得		山林所得		地震保険料	
	営業等所得		その他の所得		寄附金		
	農業所得		前年繰越損失		障・寡・ひ・勤		
	不動産所得				配偶者・配偶者特別		
	配当所得				扶養		
	利子所得				扶養障害		
総合譲渡・一時				基礎			
合計所得金額				所得控除の合計			

課税標準額①-②		算出所得割額		市民税		府民税	
総所得金額		市民税	府民税	合計算出所得割額			
短期譲渡所得金額				税額控除等			
長期譲渡所得金額				住宅借入金等特別税額控除			
山林所得金額				寄附金税額控除			
その他所得				所得割額			
				均等割額			
				年税額			
				内特別徴収税額			
				差引年税額			
				所得割より控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額控除額			

◎各納期の納付額及び納期限

期別	納付額	充当額	充当後納付額	納期限

納付方法

◎公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額
年10月	
年12月	
年2月	

◎特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

◎公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金支払の際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

◎来年度に公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額
年4月	
年6月	
年8月	

◎昨年度に通知した公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額
年4月	
年6月	
年8月	

規 則

(裏)

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 (府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	の配当等		市民税	府民税	市民税	府民税
利 益			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	府民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○寄附金税額控除

- 1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
①の寄附金額-2千円)×10%
②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×[90-(0~45)×1.021] %
 - Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
 - 京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
 - ※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円)×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- 合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
 - 合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5% (市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

4 納 期

期 別	納 期		納 期 限
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料

納期限までに税金を納められないと、次のような余分の負担がかかります。

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料… 督促状1通につき100円

6 滞 納 処 分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

7 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

8 納 付 場 所

- 綾部市役所○京都銀行○京都都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫○関西みらい銀行福知山支店
- 下記コンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

- 下記のスマートフォンアプリでも納付できます。

(50音順)

9 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担 当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がございましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

規 則

様式第47号(表)を次のように改める。

様式第47号

(表)

通知書番号	
-------	--

年度 市民税・府民税税額変更(納税)通知書

あなたの市・府民税額を、地方税法、市税条例および府税条例の規定により変更しましたので通知いたします。

綾部市長



◎市・府民税変更(決定)の明細

賦 課 年 度		変更前	変更(決定)後	差引増減	種 類		変更前	変更(決定)後	差引増減
所得金額の内訳①	給与	収入金額			課税標準額③	総所得			
		公的年金収入金額				短期譲渡所得			
	雑	公的年金所得金額				長期譲渡所得			
		その他の雑所得				山林・退職所得			
		営業等所得				その他の所得			
	分譲所得金額	農業所得			算出所得割額④	総所得	市民税		
		不動産所得					府民税		
		配当所得				短期譲渡所得	市民税		
		利子所得				府民税			
		総合譲渡・一時				長期譲渡所得	市民税		
		短期譲渡所得				府民税			
		長期譲渡所得				山林所得	市民税		
		土地等				府民税			
		株式等・先物・分離配当				その他の所得	市民税		
		府民税				府民税			
控除金額の内訳②	山林所得			税額控除⑤	市民税				
	その他の所得				府民税				
	前年繰越損失			住宅借入金等特別税額控除	市民税				
	合計所得金額				府民税				
	雑損			均等割額⑥	市民税				
	医療費				府民税				
	社会保険・小規模			年 税 額⑦					
	生命保険料				所得割より控除できなかった配割・株割控除額				
	地震保険料				普通徴収合計充当額				
	障・寡・ひ・勤			特別徴収合計充当額	特別徴収合計充当額				
	配偶者・配偶者特別								
	扶養								
	基礎								
	所得控除の合計								

◎ 充当前の納付額及び納期限 単位(円)

期 別	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減	納 期 限

◎

◎特別徴収を行う公的年金の支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

◎ 充当後の納付額及び納期限 単位(円)

期 別	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減	納 期 限

◎今年度の公的年金からの特別徴収額 単位(円)

徴収月	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収額 単位(円)

徴収月	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減

◎変更(決定)の理由等

規 則

様式第48号(表)を次のように改める。

様式第48号

(表)

通知書番号	
-------	--

年度 市民税・府民税徴収方法変更通知書

あなたの市・府民税額を、地方税法、市税条例および府税条例の規定により変更しましたので通知いたします。

綾部市長

印

◎市・府民税変更(決定)の明細

賦 課 年 度					単 位 (円)					
種 類		変更前	変更(決定)後	差引増減	種 類		変更前	変更(決定)後	差引増減	
所得金額の内訳①	給与	収入金額			課税標準額③	総所得				
		所得金額(所得金額調整控除後)				短期譲渡所得				
	雑	公的年金収入金額				長期譲渡所得				
		公的年金所得金額				山林・退職所得				
		その他の雑所得				その他の所得				
	所得金額の内訳②	営業等所得			算出所得割額④	総所得	市民税			
		農業所得					府民税			
		不動産所得				短期譲渡所得	市民税			
		配当所得				長期譲渡所得	府民税			
		利子所得				山林所得	市民税			
		総合譲渡・一時				その他の所得	府民税			
		短期譲渡所得	短期譲渡所得				税額控除⑤	市民税		
			長期譲渡所得					府民税		
		土地等	土地等				住宅借入金等特別税額控除	市民税		
			株式等・先物・分離配当				均等割額⑥	府民税		
山林所得				年 税 額⑦						
その他の所得										
前年繰越損失				所得割より控除できなかった配割・株割控除額						
合計 所得金額				普通徴収合計充当額						
控除金額の内訳②	雑損			特別徴収合計充当額						
	医療費									
	社会保険・小規模									
	生命保険料									
	地震保険料									
	障・寡・ひ・勤									
	配偶者・配偶者特別									
扶養										
基礎										
所得控除の合計										

◎ 充当前の納付額及び納期限 単位(円)

期 別	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減	納 期 限

◎特別徴収を行う公的年金の支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

◎ 充当後の納付額及び納期限 単位(円)

期 別	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減	納 期 限

◎今年度の公的年金からの特別徴収額 単位(円)

徴収月	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減

◎変更(決定)の理由等

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収額 単位(円)

徴収月	変 更 前	変 更 (決 定) 後	差 引 増 減

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第14号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第26条の3第1項又は第27条の14の4第1項」を「第26条の3第2項又は第27条の14の4第2項」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、電子資格確認（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する電子資格確認をいう。）によるときは、申請書の提出を要しないこととする。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

様式第1号中

「

自治会	組	記号番号
新		
旧		

を

」

「

自治会	組	被保険者記号・番号
新		
旧		

に改める。

」

様式第2号中 「被保険者証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改め、「㊥」を削る。

様式第3号中 「被保険者証記号・番号」を「被保険者記号・番号」に改め、「㊥」を削る。

様式第5号中

規 則

「

記号番号	氏	名	性	別	生年月日	個人番号
------	---	---	---	---	------	------

を
」

「

被保険者 記号・番号	氏	名	性	別	生年月日	個人番号
---------------	---	---	---	---	------	------

に
」

改め、「㊤」を削る。

様式第8号中 「被保険者証」を「被保険者」に改める。
 の記号番号」 記号・番号」

様式第9号中「㊤」を削る。

様式第10号中

「

決 定 欄	保 險 種 類	給付割合	公 費	費 用 額	
	一 般	7 割	有		円
	退 職 本 人	8 割	無	支 給 決 定 額	円
退 職 扶 養					

を
」

「

決 定 欄	保 險 種 類	給付割合	公 費	費 用 額	
	一 般	7 割	有		円
	退 職 本 人	8 割	無	支 給 決 定 額	円
退 職 扶 養					
第三者行為の有無				有 ・ 無	

に、
」

「被保険者証の「被保険者」に、
記号番号」を記号・番号」に、

「

上記のとおり申請します。

年 月 日

綾部市長 様

を
」

「

上記のとおり申請します。	振 込 先	銀行 支店	(預金種目) 普通 ・ 当座 (口座番号)
		信用金庫 支店	
		農協 支店	(フリガナ) (名義人)
年 月 日			
綾部市長 様			

に
」

規 則

改める。

様式第13号中 「被保険者証の記号番号」を 「被保険者記号・番号」に改め、「㊟」を削る。

様式第14号中 「被保険者証の記号番号」を 「被保険者記号・番号」に改め、「㊟」を削る。

様式第15号中 「被保険者証の記号番号」を 「被保険者記号・番号」に、

「

上記のとおり申請します。 年 月 日 綾部市長 様	を
---------------------------------	---

」

「

上記のとおり申請します。 年 月 日 綾部市長 様	振 込 先	銀行 支店 (預金種目) 普通 ・ 当座 (口座番号)	に、
		信用金庫 支店	
		農協 支店 (フリガナ) (名義人)	

」

「

理	支 給 し な い	() 国保負担⑤	円	を
		被保険者負担金 ※別紙積算のとおり⑥	円	

」

「

理	支 給 し な い	() 国保負担⑤	円	に
		被保険者負担金 ※別紙積算のとおり⑥	円	
第三者行為の有無		有 ・ 無		

」

改める。

様式第15号の2中 「記号・番号」を 「被保険者記号・番号」に改める。

様式第15号の3中

「

被 保 険 者 証 記 号		被 保 険 者 証 番 号		を
---------------	--	---------------	--	---

」

規 則

「

被保険者記号・番号	
-----------	--

に
」

改める。

様式第17号中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改め、「㊤」を削り、

「

欄	・認定	・入院91日目（非課税該当のみ通算） 年 月 日	・領収書 ・レセプト	有
	・却下	・非該当による認定取消日 年 月 日（証回収・未回収）	・医療機関 ・その他	無

を
」

「

欄	・認定	・入院91日目（非課税該当のみ通算） 年 月 日	・領収書 ・レセプト	有
	・却下	・非該当による認定取消日 年 月 日（証回収・未回収）	・医療機関 ・その他	無
第三者行為の有無		有 ・ 無		

に
」

改める。

様式第18号中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第19号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に、

「

生まれた子の名		続柄	
---------	--	----	--

を
」

「

生まれた子の名		世帯主との続柄	
---------	--	---------	--

に
」

改める。

様式第20号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に、

「

死亡したことを確認できる書類等	1 住基（オンライン）確認	確認印
	2 死亡診断書	
	3 火葬許可証	

を
」

規 則

死亡したことを 確認できる書類等	1 住基（オンライン）確認	確認印
	2 死亡診断書	
	3 火葬許可証	
第三者行為の有無	有 ・ 無	

改める。

様式第21号中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第21号の2中

被保険者証記号	被保険者証番号

被保険者記号・番号

様式第23号の2及び様式第23号の3中

被保険者証記号		被保険者（証）番号	
---------	--	-----------	--

被保険者記号・番号	
-----------	--

様式第24号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第27号中「国民健康保険一部負担減額申請書」を「国民健康保険一部負担金減額申請書」に、

「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第28号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に、「世帯主との続柄」を「世帯主との続柄」に改める。

様式第34号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第35号中「被保険者記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第37号中

「

規 則

記 号	番 号
綾	
綾	
綾	
綾	
綾	
綾	

を

被保険者記号・番号
綾
綾
綾
綾
綾
綾

に改める。

様式第39号中「被保険者証番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第40号中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第41号（その1）及び様式第41号（その2）中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第41号（その4）中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改め、「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 5 号

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（平成 1 8 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 7 号までの規定中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市公営企業の主要職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第16号

綾部市公営企業の主要職員を定める規則の一部を改正する規則

綾部市公営企業の主要職員を定める規則（昭和42年綾部市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）担当課長

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第17号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和42年綾部市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）担当課長

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

綾部市消防本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 8 号

綾部市消防本部規則の一部を改正する規則

綾部市消防本部規則（昭和 5 4 年綾部市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「主幹」を「担当課長及び主幹」に改め、同条第 3 項中「主幹」を「担当課長及び主幹」に、「又は消防司令補」を「又は消防吏員以外の職員」に改める。

第 4 条第 4 項中「主幹は」を「担当課長及び主幹は」に、「主幹事務」を「特定の事務」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第19号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「166,950円」を「171,650円」に、「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。